

## 資格審査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された北村五十鈴議員の議員資格決定について、審査の結果、別紙資格決定書案のとおり決定したので、野洲市議会委員会規則第23条の規定により報告します。

平成30年6月20日

野 洲 市 議 会  
議 長 矢 野 隆 行 様

野洲市議会  
資格審査特別委員会

委員長 工藤義明

副委員長 山崎敦志

委員 鈴木市朗

委員 津村俊二

委員 坂口重良

委員 稲垣誠亮

## 資 格 決 定 書 (案)

資格の決定を求めた議員            橋 俊明

資格の決定を求められた議員        北村 五十鈴

北村 五十鈴議員の議員資格の有無について、次のように決定する。

- 1 決 定  
被選挙権を有しない。
  
- 2 理 由  
別紙のとおり

平成30年 6月28日

野 洲 市 議 会

## 理 由

### 第1 はじめに

- 1 北村五十鈴議員（以下「北村議員」という。）については、平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙に立候補し、当選者として当選証書が交付され（なお、野洲市選挙管理委員会は、北村議員の被選挙権の有無について、立候補届出書類を形式的に審査したのみで、生活実態等についての実質的調査は行っていない。）、それ以降市議会議員として活動してきたものであるが、野洲市の市民から北村議員が野洲市内の届出住所での居住実態が無いのではないかとの申出書面が野洲市議会議長矢野隆行に郵送された。
- 2 上記の申出書面を踏まえて、平成30年2月20日及び同年2月27日の両日にわたり、全員協議会を開催し、その扱いを協議すると共に北村議員からも届出住所における居住実態について説明を受けた。
- 3 その後、平成30年3月22日の平成30年第1回野洲市議会定例会に、橋俊明議員から議長あてに、北村議員の被選挙権の有無についての資格決定要求書が提出され、同定例会において資格審査特別委員会（以下「本委員会」という。）が設置され、同年4月11日の本会議において、本委員会に地方自治法第100条第1項の権限を委任する旨が議決された。

### 第2 本委員会の調査活動について

- 1 第1回委員会を平成30年3月22日に開催し、正副委員長を委員の互選により選出し、前記のとおり、本委員会に地方自治法第100条第1項の権限を委任するよう議会に申し出ることを決定した。
- 2 第2回委員会を同年4月17日に開催し、本委員会の調査等に関して支援業務を委任した滋賀弁護士会所属の肱岡勇夫弁護士の同席を得て、今後の調

査内容とスケジュールについて協議し、北村議員の届出住所における賃貸借契約書や電気・ガス・水道の使用量に関する資料などを地方自治法第100条第1項により求めることなどを決定した。

- 3 第3回委員会を同年5月10日に開催し、これまでに収集された資料について検討するとともに、北村議員から提出された生活の本拠に関する説明書面等についても検討協議し、北村議員を証人として呼び出し、同人からの証言を求めることを決定した。
- 4 第4回委員会を同年5月22日に開催し、北村議員の証人調べを実施し、その後、北村議員が追加提出していた資料についても検討し、北村議員が仕事場として使用しているとされる草津のマンションについても電気・ガス・水道の使用量についての資料を地方自治法第100条第1項により求めることとした。
- 5 第5回委員会を同年6月5日に開催し、これまでに収集された資料に基づいて北村議員の被選挙権の有無について協議検討した。
- 6 第6回委員会を同年6月20日に開催し、前回に引き続いて、北村議員の被選挙権の有無について協議検討し、同議員に被選挙権がない旨の結論に至った。

### 第3 本委員会が検討材料とした資料について

本委員会が北村議員の被選挙権の有無についての検討に際して参考とした資料は、別紙「資料目録」のとおりである。

### 第4 判断

- 1 地方自治法第127条第1項に規定する「議員が被選挙権を有しない」とは、当該議員が当該普通地方公共団体における被選挙権を有することが議員

資格取得要件であるとともに、議員資格の維持要件でもあるものと解されており、したがって、①議員の就任（選挙）当時から引き続き、現在まで被選挙権を有していない事実がある者、②議員就任後に被選挙権を失い、現在これを有していない事実がある者、及び③現在は被選挙権を有しているが、就任（選挙）当時又はその後において被選挙権を有しない事実があった者は、いずれも同条の「議員が被選挙権を有しない」者に該当するものである。

したがって、北村議員については、平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙に立候補して当選した者として議員資格を有しているとされているのであるから、公職選挙法第9条第2項により、告示日前3か月の間引き続き野洲市内に住所を有するものでなければならず、当選後においても、引き続き同市内に継続して住所を有する者でなければならない。

2 ところで、公職選挙法にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるといえるか否かは、客観的に生活の本拠たる実態を具備しているかにより決すべきものであり（昭和29年10月30日最高裁判決、昭和32年9月13日最高裁判決、昭和35年3月22日最高裁判決、平成9年8月25日最高裁判決）、住所について、私生活面の住所、事業活動の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく、また、事実上の生活の本拠であるから、住民基本台帳の記録等の形式上の手続によって定まるものではなく、客観的居住（定住）の事実が基礎であるから、その者の主観的居住意思はあくまでも一資料にとどまり、住所が無いことが客観的事実だけで既に明らかに判定できる場合には、更にその上に主観的意欲等を考慮に入れる余地はないものとされている。

3 北村議員の生活の本拠について

(1) 北村議員は、平成25年5月28日に従前住居である草津市矢橋町2070番地の1、ヴィア・プレzzo〇〇〇号（以下「草津マンション」という。）

から、野洲市永原市有地市営永原第1団地2号棟214号に転入し、更に同年8月12日に現届出住所である野洲市西河原2576番地カーサ・デ・パシオン203号に転居した旨の届出がされ、住民基本台帳における住所は現在もそこにある。

(2) 北村議員は、平成25年10月20日執行の野洲市議会議員一般選挙に現届出住所に住所があるとして立候補して当選し、さらに、平成29年10月22日執行の同選挙においても、現届出住所を住所として立候補して当選した。

なお、両選挙とも、選挙管理委員会は住民基本台帳の記録等に則って被選挙権の有無を判断しており、その他特別に居住実態について調査などはしていない。

(3) 北村議員は、生活の本拠は住民基本台帳における住所、すなわち、野洲市西河原2576番地カーサ・デ・パシオン203号（以下「西河原マンション」という。）であり、平成25年8月12日に転居して以降、現在まで、継続して当該場所に居住している旨証言している。

(4) 北村議員は、建築デザイナーをしており、その仕事場として、草津マンションを使用しているとも証言している。

(5) したがって、北村議員の生活の本拠の可能性としては、西河原マンションにあるか、草津マンションにあるかのいずれかであり、その他の場所に存在する可能性はない。

#### 4 西河原マンションの生活実態について

(1) 北村議員は、前記のとおり、平成25年8月12日に西河原マンションに転居して以降現在まで、平成29年7月19日ころに一週間くらい入院して不在となったことはあるが、その他は継続して同所で起臥している旨証言している。

(2) 西河原マンションにおける賃貸借関係は、北村議員ではなく第三者（北村

議員は当該人物を知人であると説明する。以下これを「A氏」と称する。)がマンション所有者から平成25年8月10日に賃貸借しており、その際の契約書の入居者名簿では、北村議員をA氏の妻であり、同居人であるとして記載されていたが、平成27年9月1日及び平成29年9月1日の賃貸借更新契約書では入居者名簿の氏名の記載が無くなっている。

なお、本委員会に、平成30年5月4日付けで、A氏の作成名義により「平成25年8月10日から解約希望日まで」北村議員に西河原マンションを賃貸(転貸)している旨の居住証明書は提出されている。

(3) 北村議員は、西河原マンションでの生活について、次のとおり証言している。

西河原マンションは一人暮らしであり、公務やボランティア活動が忙しく、西河原マンションは「寝て起きる」だけがほとんどであり、平均的にそのマンションにいるのは、午前1時ころから午前5時半ころまでで、朝5時半から6時までには出掛けている。したがって、平均的滞在時間は4～5時間ということになる。

西河原マンションで使用しているガス器具は、給湯器だけであり、ガスコンロなどは無い。食器の洗い物やシャワーなどにはガス給湯器を使うが、マンションの風呂は使わずほとんど銭湯を利用していたので、ガスの使用量がゼロという月もあった。

水道使用については、ゼロということではなく、風呂は使わないものの、歯を磨いたり、顔を洗ったりするときに水道を使うし、またトイレでも使用していたので、ゼロというのはいない。ただし、2か月間の使用量は1立方メートル以下であれば、水道使用量がゼロということも不思議なことではない。

電気設備は、エアコン、テレビ、照明器具、調理器具、冷蔵庫などがあるが、エアコンは夏場の冷房だけで、冬場の暖房は電気こたつを使用している。

照明器具等は部屋に居る時間が少ないので使用量は少ないものと思う。

(4)ところで、西河原マンションにおける電気・ガス・水道の使用量は、次のとおりである。

ア、電気使用量（月間・ただし、検針日は毎月17日）

平成29年4月	57kwh
5月	47kwh
6月	47kwh
7月	57kwh
8月	80kwh
9月	60kwh
10月	69kwh
11月	64kwh
12月	46kwh
平成30年1月	54kwh
2月	174kwh
3月	162kwh

イ、ガス使用量（月間・ただし、検針日は毎月10日）

平成29年4月	0.0m <sup>3</sup>
5月	0.0m <sup>3</sup>
6月	0.0m <sup>3</sup>
7月	0.0m <sup>3</sup>
8月	0.1m <sup>3</sup>
9月	0.1m <sup>3</sup>
10月	0.0m <sup>3</sup>
11月	2.6m <sup>3</sup>
12月	0.0m <sup>3</sup>

平成30年1月 0.0 m<sup>3</sup>

2月 1.5 m<sup>3</sup>

3月 3.4 m<sup>3</sup>

ウ、水道使用量（2か月間・ただし、検針日は奇数月の概ね10日）

平成29年3月12日～5月9日 0 m<sup>3</sup>

5月10日～7月10日 0 m<sup>3</sup>

7月11日～9月11日 0 m<sup>3</sup>

9月12日～11月10日 2 m<sup>3</sup>

11月11日～1月10日 0 m<sup>3</sup>

1月11日～3月10日 4 m<sup>3</sup>

- (5) 2016年総務省統計家計調査から、25円=1Kwhとして換算して、一人暮らし女性の平均電気使用量は月間約227kwh、一日平均約7.6kwhであり、34歳以下の女性の場合でも、月間平均約129kwh、一日平均4.3kwhとなり、西河原マンションの平成29年4月から平成30年1月までの電気使用量は平均58kwhしかなく、一人暮らし女性の平均使用量の約4分の1、34歳以下の女性の使用量の約半分弱であり、北村議員が当該期間日常的に西河原マンションで暮らしていたと認めるのは難しい。平成30年2月からは電気使用量は34歳以下の女性の使用量の約1.3倍の電気使用量があり、北村議員はこの原因について、平成30年2月に北村議員の住所について疑義がある旨の問題が起こって、それ以降公務以外の仕事をせず、ボランティアもすべて断り、飲みにも行かずにずっとマンションにいたので、このような電気使用量となった旨を証言している。これは、反対に、北村議員が西河原マンションで通常的生活をすれば、この程度の電気を使用することとなることを示しているといえる。
- (6) プロパンガス消費者センターの資料によると、一人暮らしのガス平均使用量は月間約5.0 m<sup>3</sup>、一日平均約0.17 m<sup>3</sup>とされており、さらに夏期平均

は月間約3 m<sup>3</sup>、冬期平均は月間7 m<sup>3</sup>とされている。これに対して、西河原マンションにおける平成29年4月から同年10月までのガス使用量はほぼゼロであり、同年11月の選挙運動期間中は一定量の使用（それでも平均の半分に満たない。）があったものの、同年12月度と翌平成30年1月度は使用量がゼロとなり、同年2月度以降にガス使用量が増加している。この増加の理由も電気使用量のところで述べた事情によるものと北村議員は証言している。

北村議員は、前記のとおり、食器の洗い物やシャワーなどにはガス給湯器を使っていたというのであるから、たとえわずかでもガス使用があるのが通常であるのに、平成29年4月から10月までほぼゼロというのは異常であり、平成30年2月度以降のように、日常生活を西河原マンションで送っていたのであれば、月間1.5 m<sup>3</sup>ないし3.4 m<sup>3</sup>のガス使用があったというべきである。

- (7) 水道使用量については、東京都水道局平成28年度生活用水実態調査の結果によれば、一人暮らしの上水道平均使用量は月間約8.2 m<sup>3</sup>とされており、これを家庭で一人が一日に使う水の使用量に換算すると平均264リットルとなる。これに対して、西河原マンションにおける水道使用量は、平成29年3月12日から同年9月11日までの6か月間全く使用がなく、同年9月12日から11月10日は平均使用量の2割程度が使用され（平成29年11月度が選挙運度期間中であったことは前記のとおり。）、同年11月11日から翌平成30年1月10日までの水道使用量は再びゼロとなり、同年1月11日から同年3月10日までの使用量は平均使用量の2分の1程度までになっている。

北村議員は、前記のとおり、水道使用については、ゼロということはなく、風呂は使わないものの、歯を磨いたり、顔を洗ったりするときに水道を使うし、またトイレでも使用していたので、ゼロというのはいえない旨を証言

している。

また北村議員は、サウナと銭湯に行けない時は、朝にシャワーを浴び、水は間違いなく使っており、銭湯は月に20回ぐらい利用するとも証言していることから、月に10回ぐらいは朝にシャワーを浴びることとなる。

これらの証言は、水道使用量についての調査結果と矛盾するもので、同証言をにわかに信用することはできない。

加えて、水道使用量の小数点以下の取扱いについて北村議員は、1 m<sup>3</sup>以下の0.99 m<sup>3</sup>までは基本料金に入るので、1 m<sup>3</sup>以下は検針の数字に上がっておらず、使用量が0 m<sup>3</sup>でない月も、0 m<sup>3</sup>として処理される旨を証言している。

この点についても全くの誤認で、水道使用量の小数点以下の取扱いについては、隔月の検針ごとにリセットされることは無く、水道使用量は次回検針に反映されることを西河原マンションの管理会社に確認している。

については、水道使用量の検針値から3月12日から9月11日までの6ヶ月の間における水道使用量は、最大でも0.99 m<sup>3</sup>となる。

この最大水道使用量0.99 m<sup>3</sup>の数值は、月平均165ℓ、1日平均5.5ℓとなる。1日平均5.5ℓとは、概ねトイレ使用时1回分の水道使用量であり、北村議員の証言内容と矛盾し、またこのような水道使用量で6ヶ月の間、西河原マンションで生活できるとは、にわかには信じ難いと言わざるを得ない。

- (8) 以上の事実を総合すると、北村議員は、少なくとも平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙において3か月以上前である同年7月から平成30年1月までの間は、西河原マンションを生活の本拠としていたとは認められないというべきである。

確かに、平成29年11月の使用量で、選挙期間中には一定量のガス・水道の使用量が認められ、電気についても平成29年8月の夏期にはエアコンを使用したのではないかとみられる電気使用量の増加が見られるが、これは

一時的なものであって、上記期間中に生活の本拠であったと認めることはできない。

更に付け加えるなら、西河原マンションを生活の本拠として利用し続ける意思があるのであれば、通常は、北村議員本人が賃借人となって賃貸借契約を締結するのが通常であると思われるのに、賃貸人から転貸借の同意がなく、したがって、いつ契約違反で賃貸借契約が取り消されるかわからないという不安定なA氏からの転借契約で居住していることも、それが一時的なものとうかがわせる。

また、北村議員は西河原マンションが生活の本拠とする資料として、西河原マンションを拠点とする生活実態があるとして、日用品等の買い物、自治会活動、ボランティア活動などについて地域住民の報告書等を提出しているが、当該報告書等は抽象的・概括的で対象時期等についても明らかで無いもので具体性に欠けるものであるうえ、これをさておくとしても、北村議員は議員活動としても地域住民との関わり合いが必要と思われるから、野洲市内で自治会活動やボランティア活動をしているからといってそれだけで西河原マンションが生活の本拠であったということもできないし、その他買い物等についても同様である。

## 5 草津マンションの生活実態について

(1) 草津マンションにおける電気・ガス・水道の使用量は、次のとおりである。

ア、電気使用量（月間）

平成29年4月	370kwh
5月	296kwh
6月	258kwh
7月	281kwh
8月	318kwh
9月	278kwh

10月	250kwh
11月	261kwh
12月	290kwh
平成30年 1月	363kwh
2月	287kwh
3月	217kwh

イ、ガス使用量（月間）

平成29年4月	17m <sup>3</sup>
5月	13m <sup>3</sup>
6月	9m <sup>3</sup>
7月	7m <sup>3</sup>
8月	8m <sup>3</sup>
9月	7m <sup>3</sup>
10月	10m <sup>3</sup>
11月	8m <sup>3</sup>
12月	18m <sup>3</sup>
平成30年1月	33m <sup>3</sup>
2月	27m <sup>3</sup>
3月	13m <sup>3</sup>

ウ、水道使用量（2か月間・ただし、検針日は偶数月の概ね10日）

平成29年4月10日～	6月 9日	23m <sup>3</sup>
6月10日～	8月10日	26m <sup>3</sup>
8月11日～	10月10日	24m <sup>3</sup>
10月11日～	12月 8日	19m <sup>3</sup>
12月 9日～	2月 9日	24m <sup>3</sup>
2月10日～	4月10日	15m <sup>3</sup>

(2) 2016年総務省統計家計調査から、25円=1Kwhとして換算して、二人暮らし平均電気使用量は月間約357kwh、一日平均約11.9kwhとなり、草津マンションの平成29年4月から平成30年3月までの電気使用量は月間約289kwh、一日当たり約9.6kwとなる。

前記4(5)でも述べたように、一人暮らし女性の平均電気使用量は月間約227kwh、一日平均約7.6kwhであり、34歳以下の女性の場合でも、月間平均約129kwh、一日平均4.3kwhとなることから、草津マンションでは約1.5人分程度の使用量が認められる。

(3) 次にガス使用量について、草津マンションは都市ガス、西河原マンションはプロパンガスであることから、一般社団法人プロパンガス料金消費者センターによると、プロパンガスは都市ガスに比べて2.23倍の火力があるとされている。

この熱効率から前記4(6)のプロパンガスの一人暮らしのガス平均使用量月間約5.0m<sup>3</sup>、一日平均約0.17m<sup>3</sup>、夏期平均月間約3m<sup>3</sup>、冬期平均月間7m<sup>3</sup>を、それぞれ都市ガスに置き換えると、一人暮らしガス平均使用量月間は、約11.1m<sup>3</sup>/月、一日平均約0.37m<sup>3</sup>/日、夏平均月間約6.69m<sup>3</sup>、冬平均月間約15.61m<sup>3</sup>となる。

これに対し草津マンションのガス使用量は、月間平均約14m<sup>3</sup>/月、一日平均約0.47m<sup>3</sup>/日であり、電気使用量でも述べたように一人暮らし以上の使用をしていることとなる。

また平成30年3月度ガス使用量が、前月の使用量の約半分に減少しているが、西河原マンションは前月比の倍以上増加していることから、この変動は、北村議員が草津マンションから西河原マンションに生活の本拠を移したと考えることが自然である。

なお、平成30年2月28日付けで、ガス使用者名義を北村議員からA氏に変更していることも、このことを裏付ける。

(4) 水道使用量については、前記5(7)のとおり、二人暮らしの上水道平均使用量は月間約15.9m<sup>3</sup>、家庭で一人が一日に使う水の量の平均が264リットルとなるのに対し、草津マンションにおける水道使用量は、平成29年4月10日から平成30年4月10日までの使用量は、月平均10.9m<sup>3</sup>、1日平均360ℓ程度が使用されている。これは、1人以上の使用量で、複数人での生活をうかがわせる水道使用量であると言える。

電気使用量やガス使用量と同様に水道使用量においても平成30年2月以降の水道使用量が前期の2/3近くまで減少しており、これに反比例して西河原マンションの水道使用量は0m<sup>3</sup>から4m<sup>3</sup>と増加しており、北村議員がこの時期に西河原マンションに生活の本拠を移したとすると説明がつく。

また、草津マンションの〇〇〇号室はA氏の区分所有となっているが、平成30年2月までの間、水道料の他に、駐車場管理費、管理費、修繕積立金、自治会費及び自転車置場使用量を含む共益費もあわせて北村議員に請求されており、北村議員の口座から口座振替の方法により引き落としされている。この件について、草津マンションの管理責任者であるT氏の説明では、マンション管理会社は、水道使用量及び共益費の支払いについては、区分所有者の居住が無く、その物件を他の者に貸している場合は、管理会社の所定の手続きにより、その入居者に請求されることになる。このことは、この時期までは、草津マンションに北村議員の居住の実態があった事実の一つとすることについて説明できる。

(5) 北村議員は、平成16年夏ころから平成29年末まで、途中で中抜けはあるものの、草津マンションをシェアして借りていた。北村議員が使用していたのは、6畳部屋と空いているクローゼットであり、他の人は7畳部屋で、リビングは共用していた旨を証言している。

(6) しかし、通常賃借物件をシェアして借りていたのであれば、賃借料、水光熱費等の負担区分及び負担割合を決めるのが一般的であるのに、そのような

取り決めをした事実は認められず、また、他にシェアしていた者の氏名等を把握することは当然にも拘らず、シェアしていたのは誰なのか分からない旨を証言している。

- (7) シェアしていた時期についても、北村議員は少なくとも平成16年から平成25年5月28日に野洲市市営住宅に転居するまでは、草津マンションを住居として使用していたはずであるから、住居としていた草津マンションをどこの誰ともわからない第三者とシェアしていたということは極めて不自然である。

以上の事実を総合すると、草津マンションを北村議員と第三者でシェアしている事実は認められない。むしろ、草津マンションについては、第三者とシェアしていたと言うよりも、以下のとおり、A氏と共同利用していたと推測できる。

- (8) A氏が西河原マンション所有者から平成25年8月10日に賃貸借した際の契約書に記載されたA氏の住所は草津マンションとなっており、平成27年9月1日及び平成29年9月1日の賃貸借更新契約書でもA氏の住所は草津マンションのままであり変動は無い。つまり、A氏は平成25年8月10日以降も草津マンションを住所として居住していたこととなる。

- (9) 北村議員は、平成25年8月10日以降は草津マンションを建築デザイナーの仕事場としてA氏から一室を間借りして使用していた旨証言するが、これが真実であるとすれば、北村議員はA氏が居宅として利用している草津マンションの一室を仕事場として利用していたこととなるが、すくなくともA氏は西河原マンションの賃借の際に北村議員を妻と表示していることを考慮すると、A氏と北村議員とは知人関係を超えた関係にあることがうかがえるのであり、草津マンションが二人の共同生活の場であったのではないかとの疑いが生じる。

- (10) 平成30年6月11日に行った草津マンションの現地調査において、玄関

ホールにある〇〇〇号室の郵便受けと表札の氏名は、A氏になっていることを確認した。この件について、草津マンションの管理責任者T氏の説明では、マンション管理会社から変更の指示が来たことから、張り替えたとのことであり、後の管理責任者への確認において、張り替えた時期は、数ヶ月前では無く最近（10日ほど前）であり、張り替える前の氏名は「北村」であったことを確認できている。

このことは、草津マンションは、むしろA氏と北村議員の共同生活の場であって、そこから北村議員が出たとすると説明がつく。北村議員がここに生活していたことは、動かしがたい事実と認められる。

(11) 北村議員は、草津マンションに寝泊まりできる寝具はあるものの、自己が間借りしていた部屋にはなく、自己がそれを使用して寝泊まりしたことはなく、どうしても寝泊まりするときは打ち合わせ用のソファースーツを使っていた旨を証言している。また、「A氏は草津マンションに住んでいないのか」という問いにたいしては、「A氏は実家もあるし、マンションにいるのか答えられない。」旨証言している。しかし、北村議員が草津マンションを仕事場として使っていて、A氏がそこに居住しているかどうかわからないはずはなく、A氏の居住の事実を曖昧にするのは不自然である。

(12) 北村議員が SNS に書き込んだ記事（平成29年1月～12月）によれば、平成29年12月31日の記事として、「もう、年が暮れようとしているのに私はまだ大掃除が終わりません。仕事柄、打ち合わせが多かった前職、お洋服はジャケット、パンツ、靴、だいたい30着を目安にっていて、それぞれがそれ以上になると処分してきた、だから大事に使っていて、若いときに買ったモノも多い。」という書き込みと共に、多量の洋服や靴がウォークインクローゼットに収納されている様子を撮影した写真が掲載されているが、これは草津マンションでの写真であり、草津マンションで着替え

たりしていることを示している。

- (13) 前記 SNS の平成 29 年 9 月 1 日の書き込み記事は、「駐車場に雛が・ ・とりあえずそのままにしておけないので救出して家に連れて帰った。でも、この小さなお客様、我が家には大きな怪獣、猫が 3 匹もいます。」という書き込みと共に小鳥の雛の写真が掲載され、同年 10 月 29 日の書き込み記事に、「恒例の反省会です。今回は選挙、参加者は常連の猫 3 匹。」との書き込みがあり、寝転がっている猫の写真が掲載されている。これらはいずれも草津マンションで撮影されたものと考えられるが、北村議員が草津マンションを「我が家」と表現しているのは、草津マンションをその生活の本拠としていると考えれば自然であり、整合性がとれている。
- (14) 平成 29 年 1 月 15 日の SNS の書き込み記事は「私は、捨て猫の里親をしていてこれまでに数え切れない猫と暮らしてきた。ゲンは猫アレルギーの家族から預かって、結局そのまま我が家の家族になった。」「しかし、私の大事にしている桐木の生成りのソファで爪を磨ぐのだ」、「これもゲンが我が家で生きた証だと自分をなぐさめるしかない。」と草津マンションの様子が記され、ここでも「我が家」と表現されている。
- (15) 平成 29 年 1 月 18 日の書き込みでは「新年からぴいぴいと毎日声だけが聞こえる朝方、まだ暗いので姿を見たことはない。」と記載し、「雪のおかげで証拠が」として、雪の上に残った鳥の足跡の写真が掲載され、2 月 18 日の記事では「ちっちゃな足跡の主は恐竜ではなく、シロセキレイでした。毎朝決まった時間にベランダからパイパイと起こしてくれます。」として、餌をついばむ鳥の写真を掲載しているが、これも草津マンションのもものと認められる。そうすると、北村議員は少なくとも平成 29 年 1 月始めから同年 2 月 18 日ころまで、草津マンションで寝起きしていたことが認められる。しかし、これは、北村議員の「平成 25 年 8 月 12 日に西河原マンションに転居して以降現在まで、平成 29 年 7 月 19 日ころに一週間

くらい入院して不在となったことはあるが、その他は継続して同所で起臥している」旨の証言と矛盾している。

- (16) 北村議員が公務に使用するとしている車両（滋賀337る1126）の所有名義はA氏であり、その保管場所を示す車庫証明は草津マンションである。北村議員も同車両を草津マンションの駐車場（区画48番）に駐車させて保管していることを認めている。

## 6 まとめ

西河原マンションと草津マンションの以上のような利用状況を総合考慮すると、北村議員の生活の本拠をそのいずれとするのかと言え、少なくとも平成29年4月ころから平成30年1月ころまでは、草津マンションであったと判断するのが相当である。たしかに、その間に、選挙運動その他のために北村議員が西河原マンションを利用していたことがあることは否定できないが、それは臨時的または一時的なものであったと判断される。

そうすると、北村議員については、「現在は被選挙権を有しているが、就任（選挙）当時又はその後において被選挙権を有しない事実があった者」となるから、地方自治法第127条第1項の「議員が被選挙権を有しない」者に該当するものである。

以上